

西九州大学共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学（以下「本学」という。）の教員が、国内外の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「他大学等」という。）の教員と共同して研究を行う場合、並びに本学の学科間又は領域間にまたがる教員間で共同して研究を行う場合の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の定義)

第2条 共同研究とは、本学の教員が主体となってプロジェクト・チームを編成して行う研究のうち、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 本学の教員が他大学等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- (2) 本学の複数の学科間又は複数の領域間にまたがる二人以上の教員が、特定の研究課題について共同して行う研究

2 共同研究の研究者（以下「共同研究者」という。）とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 本学の教員で共同研究を行う者
- (2) 他大学等の教員で研究分担者として本学へ派遣されて共同研究を行う者
- (3) 研究分担者として当該他大学等に在職のまま共同研究を行う者

(共同研究の基準)

第3条 共同研究は、本学の教員が当該共同研究の代表者（以下「研究代表者」という。）となり、共同研究者と共同で取り組むことにより優れた研究成果を期待でき、かつ、本学の教育研究に有益であると認められる場合に限り行うものとする。

(共同研究の形態)

第4条 共同研究に関する形態は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 他大学等から、研究経費の一部又は研究資材等の提供を受けて行うもの
- (2) 他大学等から研究情報の提供を受けて行うもの
- (3) 本学の学科間、領域間をまたがり共同して行うもの
- (4) その他本学が必要と認めて行うもの

(申請手続)

第5条 研究代表者は、前条各号に掲げる共同研究を計画するときは、共同研究計画書（別紙第1号様式）を所属する学科長及び学部長を経て学長へ提出しなければならない。

2 提出期間は、原則として研究を開始しようとする前年度の11月中とする。

(審査委員会)

第6条 共同研究計画の内容その他必要な事項を審査するため、学長の諮問機関として審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学長が委嘱する者若干人をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
- 6 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査基準)

第8条 共同研究計画受入の可否は、次の審査基準に基づいて行う。

- (1) 第2条及び第3条の定義及び基準に合致していること。
- (2) 共同研究の内容が特色を有すること。
- (3) 共同研究計画が具体的であり、定められた研究期間で成果が得られる見通しがあること。

(共同研究の決定及び通知)

第9条 委員長は、委員会の審査結果を、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、委員会の審査結果を考査し、理事長と協議を行うものとする。
- 3 学長は、理事長との協議に基づき、共同研究の受け入れを決定するものとする。
- 4 学長は、共同研究受け入れ決定通知書（別紙第2号様式）を所属する学部長及び学科長を経て、研究代表者に通知するものとする。

(共同研究に要する経費)

第10条 共同研究に要する経費（以下「研究経費」という。）は、共同研究活動に直接必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、旅費交通費、教育研究用機器備品費及び図書費等とし、その用途については、共同研究活動にのみ充てるものとする。

(研究期間)

第11条 共同研究の期間は、一つの研究課題につき原則として当該年度内とする。

- 2 継続して研究することが必要な場合には、第5条により改めて申請手続きを行うものとする。

(共同研究の中止又は変更)

第12条 研究代表者は、共同研究を中止し、又は同一年度内で研究期間を変更する必要があるときは、直ちに学長にその旨を報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむ得ない事由があるときは、当該研究を中止し、又は研究期間を変更することができる。

(共同研究の終了報告)

第13条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究実施報告書(別紙第3号様式)を作成のうえ、理事長及び学長に提出するものとする。

- 2 研究代表者は、前項により報告した後、すみやかに研究成果を集録した紀要等を作成し、その旨理事長及び学長に報告するものとする。

(研究成果の公表及び寄与)

第14条 研究代表者又は共同研究分担者は、共同研究による研究成果を自由に公表することができる。

- 2 研究代表者又は共同研究分担者は、その研究成果をもって本学における教育研究の向上に寄与するよう努めなければならない。

(事務処理)

第15条 共同研究に関する事務処理は、事務局総務課において行うものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年12月15日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に申請される共同研究計画書の提出は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成16年2月27日までとする。
- 3 この規程の施行後、最初に学長から委嘱される委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。